

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

綾部市長 山崎善也

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 綾部市 (26203) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 志賀郷地区 (志賀郷、志賀、向田、篠田、別所、内久井、金河内、坊口、仁和、西方口・中・奥) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年7月26日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・粘土質の湿田が多く、水源も近いため、稲作の適地であり、おいしいお米が生産できる。水稲の処理施設が充実しており、直販で軌道に乗せようとしている担い手農家もあることから、地域一体となって稲作に取り組むことが望ましい。
- ・山間部では離農者が急増しており、地域内の法人の農地管理能力も限界となってきている。組織員や新規就農者の確保を急ぐとともに、機械化の推進により省力低コスト水稲栽培に対応できる体制づくりが課題。
- ・大規模農家や法人に農地が集積されている。構成員の減少や高齢化により、農地の耕作・管理が昔と比べて困難。年々負担が大きくなっている。
- ・中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して、農地の保全に努めているが、協定を実践する組織の構成員が減少し、負担が大きくなっている。
- ・地域によっては、狭小な農地が多数あり、作業効率が悪い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・個別農家を中心に有機栽培や低農薬栽培など、環境にやさしい消費者が安心して食べられる特色あるコメづくりを確立する。
- ・移住・定住者への技術指導、農業機械の貸出等の支援をすることで新規就農者の受け入れを促進する。
- ・味を落とさず、収量の上がる水稲栽培を研究し、美味しいお米を消費者へ届け、リピーターを増やす。
- ・集落営農組織や法人では大型機械の導入により水稲栽培の低コスト化、麦・小豆の生産面積拡大と低コスト化を図る。
- ・京野菜を専業農家の主力野菜とし、一般農家と地域組織が環境にやさしい米づくりと小豆栽培を中心に行う。
- ・水稲は特別栽培米として、小豆は品質維持・ロットを確保し、JA出荷するほか、契約業者への高品質・高価格での直接販売。
- ・若い農業者の所得確保のため、万願寺甘とうをはじめとする京野菜のハウス栽培に取り組み、経営の複合化に努める。
- ・JAを通じての系統販売を主に、直売、通販、契約栽培などの独自の販売ルートを開拓し、所得確保に努める。
- ・地域にある加工センターと提携し、農産物加工を進め、多様な販売方法を取り入れて所得確保に取り組む。
- ・新庄小豆組合が取り組む手収穫による付加価値の高い小豆を生産し、京都市内の菓子問屋に販売する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 270.4 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 270.4 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | 0.0 ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・現状、耕作されている農地や周辺農地・ほ場条件の良い農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針 |
| ・農地中間管理機構を活用して、規模拡大を目指す農業者へ集積を図る。 ・耕作以外の作業(除草作業や水管理、獣害防護柵の設置・管理)を集落や営農組織で行うなど、担い手が規模拡大しやすい体制づくりを検討する。 |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針 |
| ・地域の農地の貸借は農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約を段階的に図る。将来的には、担い手の効率的な営農につながるよう経営農地の集約化をめざす。 |
| (3) 基盤整備事業への取組方針 |
| ・農作業の効率化を図るため、補助事業等を活用し、農道や水路の改善を検討する。 |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| ・農地の耕作や管理を行う組織を作り、小規模経営体との調整を図りつつ、農地の有効利用を図る。 |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針 |
| ・作業の効率化が期待できる防除作業等は、農業支援サービス事業体の活用を検討する。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】